

変更内容の概要

1. 富士見都市計画区域の廃止により、前橋都市計画区域及び前橋勢多都市計画区域の2つの土地利用規制となりました。
2. 本町二丁目交差点（国道50号におけるいわゆる五差路）について、改良・整備の方針の記載がありましたが、JR前橋駅から県庁までの都市計画道路において、群馬県のクリエイティブシティー構想に伴いウォークラブルなまちづくりについて記載をしております。
3. 大胡地区及び宮城地区の県道苗ヶ島・飯土井線の東側及び上毛電鉄の北側に位置する部分につきまして、工業団地の造成計画があるため、工業地として位置づけました。